

滑川中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1. いじめ防止に向けた考え方

(1) いじめの定義について：いじめ防止対策推進法（概要）（文部科学省HPより）

一 総則

1 『「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

(2) いじめを防止するための基本的な方針

○いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。また、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで本校では、基本の方針として次のようにする。

- ・すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにする。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめ防止等の対策を行う。

(3) 学校いじめ防止基本方針

○いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりに計画的に且つ組織的に取り組む。

○生徒の学校生活の基本的な活動単位である、「学級、学年、部活動」などにおいて、望ましい集団づくりを目指し指導の充実を図る。特に、本校の生徒にとって希薄な自己肯定感や自己有用感などの涵養に努める。

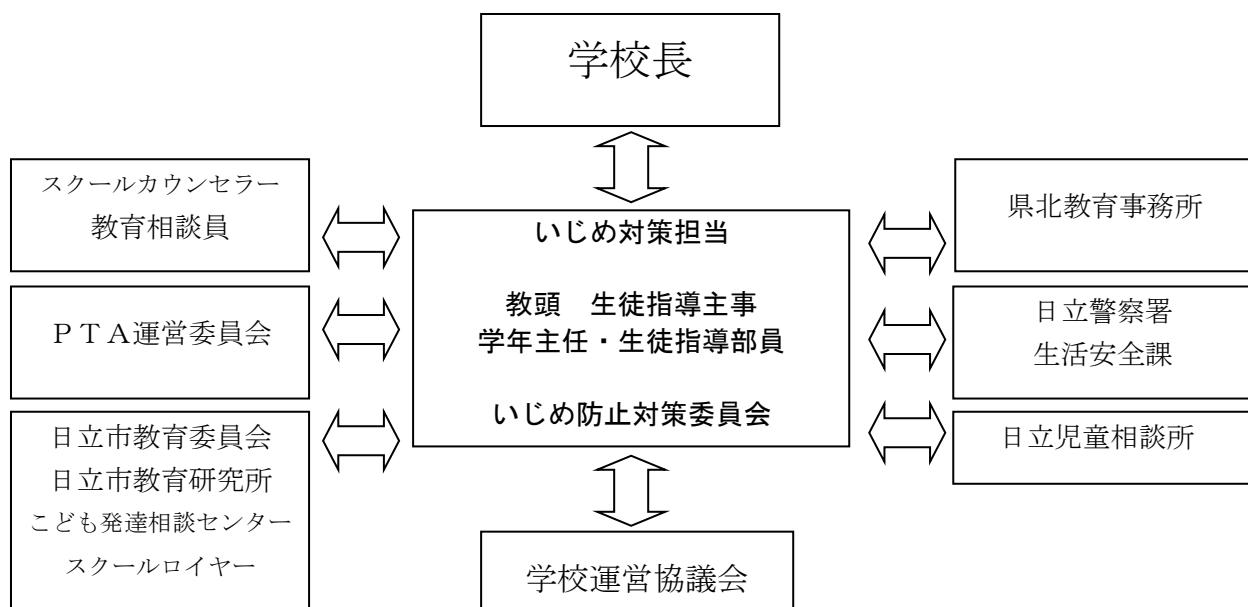
○特別活動を通して、目標に向けた努力の大切さを知らせたり、計画を主体的に実行する達成感を味わわせたりする。そして、生徒間、教師と生徒間等、集団生活における好ましい人間関係の構築を目指す。

○保護者との信頼関係づくり、滑川、田尻交流センター やオヤジの会などの地域の関係機関との連携協力に努め、社会全体での本校生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

2. 組織の設置及び組織的な取組

○いじめ防止対策委員会

《組織》いじめ対策の主任を生徒指導教頭、副主任を生徒指導主事とし、その他に管理職及び生徒指導部員・養護教諭を含め、必要に応じて召集する。



3. いじめ防止及び早期発見・早期解決への取組

No.	項目	主な取組
1	いじめ防止の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間等の全職員による巡回活動 ・道徳教育の推進 ・学校説明会、保護者懇談会での啓発、学年集会での呼びかけ ・生徒主体の学校教育活動の推進（生徒会活動・授業研究・部活動） ・好ましい人間関係づくりの体験活動（学校行事・S G E・生徒会活動） ・ネット環境の調査（年2回）とトラブル防止の講演会（メディア教育講演会） ・いじめチェックシートの活用（年5回）
2	いじめ発見の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生活アンケートによる情報収集 ・年2回以上の教育相談 ・S C、教育相談員と連携した教育活動 ・小中間の情報交換の連携 ・地区懇談会
3	いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の生徒と保護者に対する、スクールカウンセラーや教育相談員による心のケア ・加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導 ・関係生徒（周囲で見ていた生徒など）への指導 ・生活安全課や児童相談所との情報共有、事後のアドバイス ・速やかな対応策の検討、実施
4	いじめに対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修の充実 ・いじめ防止に関する事例研修 ・生活アンケートの項目の吟味 ・SOSの出し方に関する研修
5	学校・家庭・地域連携事業等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・滑川交流センター、田尻交流センターとの情報交換 ・P T A運営委員会、校外生活指導部、滑川学区懇談会、田尻学区青少年連絡協議会などの活用と情報交換 ・積極的な学校情報の公開による信頼関係の継続

4. いじめ発生時の指導体制

* 個々のケースにより、対処は変わる。

* 事案の発生

1 事実確認



担任・学年職員

被害者

加害者

関係者（取巻き）

2 事実の照合



1. 期日・時間・場所・対象者・関係者・何を・どのように
2. 言葉による・体への暴力・スマホなどによる悪口など
3. 被害の程度
4. いじめとしての認知（被害者・加害者）
5. その他

3 いじめ対策委員会での報告



6. いじめの詳細（時系列にまとめる）
7. 解決への計画案（期日・方法・分担など）
8. 計画案への助言（被害者が納得できる計画）
9. 経過観察（被害者へのケア・加害者への指導）
10. 関係機関（市教育委員会など）への概略報告と細案の準備

4 日立市教育委員会へ報告

5 いじめ重大事態

1. 学校主体で調査継続の指示
2. 必要な指導、支援
3. 保護者との連携
4. 情報収集
5. 関係機関の紹介
6. 再発防止の指示

1. 市教委主体での調査検討
2. 市長への報告
3. いじめ調査委員会での調査
4. 調査結果の報告（該当生徒・保護者）
5. 市長への報告
6. 再調査時：市議会への報告

5. その他

- ・平成26年5月1日より、本方針について施行する。改訂が必要な場合、適宜、いじめ防止対策委員会を開き、検討する。
 - * 平成29年3月16日：「いじめ防止等のための基本方針」改訂
 - * 平成30年5月1日：「日立市いじめ防止等のための基本方針」改訂
 - * 令和2年4月1日：「茨城県いじめの根絶を目指す条例」施行
 - ・本ページのいじめ防止基本方針資料は、一部省略してある。